

国立大学法人大分大学医学部附属病院長選考会議細則

平成29年5月8日制定
平成29年細則第13号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学医学部附属病院長の選考等に関する規程（平成29年規程第47号）第14条の規定により、国立大学法人大分大学医学部附属病院長選考会議（以下「病院長選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 病院長選考会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 大分大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の選考に関すること。
- (2) 病院長の解任に関すること。
- (3) 病院長の評価に関すること。

(構成)

第3条 病院長選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 医学部長
- (3) 医学部附属病院副病院長 1人
- (4) 医学部医学科教授 5人
- (5) 医学部看護学科教授 1人
- (6) 医学部先進医療科学科教授 1人
- (7) 医学部附属病院看護部長
- (8) 学外の有識者 4人

- 2 前項第3号から第6号までの委員は、医学部教授会の議に基づき、医学部長が推薦の上、学長が指名する。
- 3 第1項第8号の委員は、医学部教授会の議に基づき、医学部長が推薦の上、学長が委嘱する。
- 4 第1項に規定する委員が病院長の候補者となったときは、委員となることができない。
- 5 前項の規定により、第1項第3号から第6号まで及び第8号の委員が欠員となった場合は、必要に応じて補充するものとする。

(委員の任期)

第4条 前条第2項及び第3項の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 病院長選考会議に議長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 議長は、病院長選考会議を主宰する。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 病院長選考会議の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 病院長選考会議の議事は、別に定める場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 病院長選考会議の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、病院長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成29年5月8日から施行する。
(任期の特例)
- 2 国立大学法人大分大学医学部附属病院長選考会議細則第4条第1項本文の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員については、その任期は平成32年11月30日までとする。

附 則 (令和5年細則第5号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。